

沿岸漁業改善資金の基本的事項

1 名称

沿岸漁業改善資金

2 貸付原資の額

1,011,066千円 うち国費相当額 640,685千円

※令和7年3月31日現在

3 資金の概要

本資金は、困難な状況に置かれている沿岸漁業従事者等が自主的にその経営・生活の改善等を行うことを積極的に助長するため、近代的な漁業技術等の導入、合理的な生活方式の導入及び近代的な沿岸漁業の経営方法等の実地の習得等に必要資金を都道府県が無利子で貸し付ける制度です。

4 主な借受資格者

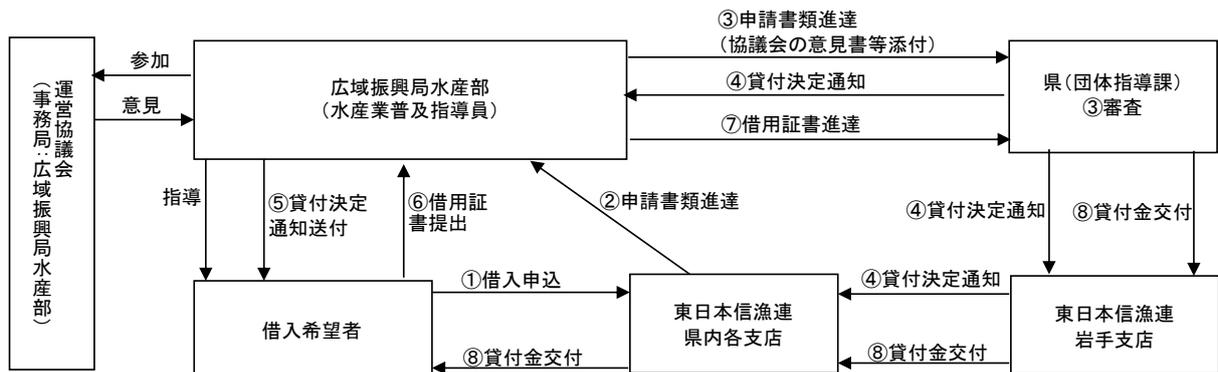
- (1) 沿岸漁業の従事者
- (2) 沿岸漁業の従事者の組織する団体
- (3) 沿岸漁業を営む会社で、その常時使用する従業者の数が20人以下であるもの
- (4) 青年漁業者が中心となって漁業経営改善のための意欲的な取組を行う漁業者の組織する法人又は団体であって、漁業共同改善計画を策定して知事の認定を受けることその他の要件を満たすもの（中核的漁業者協業体）

5 貸付条件

	資金用途	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	備考
経営等改善資金	近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式又は漁労の安全の確保のための施設等の導入に必要な資金	80～2,500万円	4～12年 (1～3年)	東日本大震災に被災した漁業者等が貸付けを受ける場合は、償還期間及び据置期間がそれぞれ3年延長 (R8.3.31貸付分まで)
生活改善資金	漁家の生活改善のための合理的な生活方式の導入に必要な資金	10～150万円	2～7年 (なし)	
青年漁業者等養成確保資金	青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎の形成に必要な資金	150～5,000万円	5～12年 (1～3年)	

6 申請及び貸付決定の流れ

(直貸融資方式)

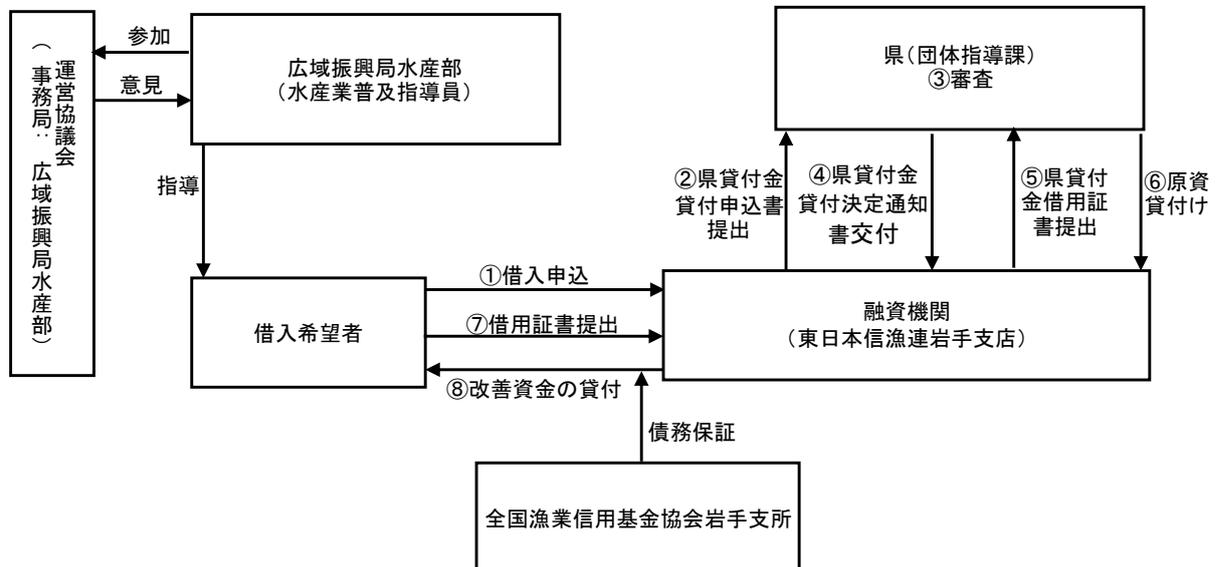


※ 連帯保証人が必要となります。 借入金額 200 万円未満：1 人以上

借入金額 200 万円以上：2 人以上

※ 貸付条件の詳細は、沿岸漁業改善資金貸付規則別表第 1 及び第 15 条から第 18 条を参照願います。⇒ [沿岸漁業改善資金貸付規則へのリンク](#)

(転貸融資方式)



7 申請書提出期限及び貸付決定日

県への申請書提出期限	貸付決定日
4月20日	5月15日
6月20日	7月15日
10月20日	11月15日
1月20日	2月15日

8 審査基準

(1) 沿岸漁業改善資金助成法第 8 条の規定に該当するかどうか

【規定の概要】

経営等改善資金：その経営又は操業状態を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る水域においては当該近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は当該施設の導入が必要であると認められるかどうか。

生活改善資金：合理的な生活方式を導入することによりその生活を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該生活方式を導入することが必要であると認められるかどうか。

青年漁業者等養成確保資金：近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することにより近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者として養成確保される見込みがあるかどうか。

(2) 貸付条件に適合しているかどうか

(3) 償還計画が妥当かどうか